

「どうする空き家？カードゲーム」貸出事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、空き家の所有者及び将来所有者となり得る世代に対し「どうする空き家？カードゲーム」(以下「カードゲーム」という。)を貸出すことで、空き家化予防意識の醸成、空き家の活用・流通の促進等を図ることを目的とし、貸出しに関し必要な事項を定める。

(貸出物品)

第2条 貸出物品は、カードゲームとする。

(貸出対象)

第3条 貸出は、空き家化予防の意識の醸成、空き家の活用・流通の促進等を図ることを目的として実施される次の各号のいずれかに該当する活動等を対象とする。

- (1) 京都市が主催・共催するイベント
- (2) 京都市内に活動拠点のある自治組織等による活動
- (3) 民間非営利団体(NPO)、学校、企業等の団体が開催する集会や活動
- (4) その他、京都市都市計画局住宅室住宅政策課空き家対策担当課長(以下「課長」という。)が適当と認める集会や活動

2 前項の規定にかかわらず、宗教活動(地蔵盆など市民が主体となって実施し、かつ、地域の伝統的な親睦行事として位置付けられているものを除く。)、政治活動及び公序良俗に反する活動その他課長が適当でないと認める活動は貸出対象としない。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則、当該活動等の開催日を含む30日を限度とする。ただし、再度手続を行うことにより、連続して2回まで延長することができるものとする。

(貸出料金)

第5条 貸出料金は無料とする。ただし、郵送等による貸出しを希望する場合は、送料の実費は貸出しを受ける者の負担とする。

(貸出手続)

第6条 貸出しを受けようとする者は、カードゲーム貸出申込書(以下「申込書」という。)を課長へ提出しなければならない。

- 2 前項の申込書は、貸出希望日の7日前までに提出する。
- 3 貸出しは、申込書を受理した時点での申込順で行う。

(貸出しの決定)

第7条 課長は、前条の申込書を受理したときは、この要領の規定を満たし、かつ、貸出可能な在庫がある場合、貸出しを決定する。

2 前項の規定にかかわらず、課長が必要と認めたときは、貸出すことができる。

(返却及び使用報告)

第8条 貸出しを受けた者は、返却時は借用時の状態で課長に返却するとともに、アンケートの提出及び参加人数等の報告をしなければならない。

(遵守事項)

第9条 貸出しを受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 営利を目的とした使用はしないこと。
- (2) 貸出期間中は、カードゲームを良好な状態で保管し、使用すること。
- (3) カードゲームを処分し、転貸し、又は譲渡しないこと。
- (4) 貸出期間中に、カードゲームを紛失し、又は損傷させたときは、速やかに京都市都市計画局住宅室住宅政策課まで連絡すること。
- (5) カードゲームの借受け及び返却は、原則、申込者が行うこと。
- (6) 貸出期間満了日までに返却すること。

(貸出しの取消し)

第10条 課長は、利用者が前条の規定に違反したときは、貸出しを取り消し、カードゲームを返却させることができる。

(損害賠償の責任)

第11条 貸出しを受けた者は、カードゲームを故意に破損し、又は紛失したときは、課長の指示するところに従ってその損害を賠償しなければならない。ただし、天災等による被害等で利用者にその責めがないと認められる場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月12日から施行する。